

株 主 各 位

東京都町田市旭町一丁目25番10号

株式会社アバールデータ

代表取締役社長 広 光 勲

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月20日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都町田市原町田三丁目2番9号
ベストウェスタンレンブラントホテル東京町田
地下1階 珊瑚の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第60期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

-
1. 株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.avaldata.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、好調な企業業績や雇用環境の改善を背景に、企業の設備投資や個人消費が持ち直すなど、景気は緩やかな回復基調で推移しております。しかし一方では、米中貿易摩擦等による世界的な景気減速懸念や英国のEU離脱問題など、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当社に関連深い半導体製造装置業界における、大手半導体メーカーの次世代プロセス関連の設備投資が継続するなか、全般的な産業用装置における設備投資も継続しており、受託製品、半導体製造装置関連および産業用制御機器、ならびに自社製品全般において、順調に推移しております。

このような経営環境のもと、当社は顧客満足度の更なる向上のために、市場ニーズを先取りした新製品の投入によりお客様の装置の競争力向上に貢献するとともに、品質面では、更なる微細化への対応に取り組みました。

この結果、当事業年度における売上高は7,699百万円（前事業年度比8.7%増）、生産性の向上および効率的な研究開発活動を行った結果、営業利益は1,543百万円（前事業年度比18.7%増）、経常利益は1,595百万円（前事業年度比7.2%減）、当期純利益は1,091百万円（前事業年度比45.3%減）となりました。なお、経常利益及び当期純利益は、受取配当金の減少及び前事業年度において関係会社株式売却益を計上したことに伴い、前事業年度比で減少しております。

当社は、事業内容を2つの報告セグメントに分けております。当事業年度におけるセグメント別の状況は次のとおりであります。

① 受託製品

当該セグメントは、半導体製造装置関連、産業用制御機器および計測機器の開発・製造・販売を行っております。半導体製造装置関連市場におきましては、大手半導体メーカーの設備投資が継続しており、第2四半期会計期間において新規設備投資の後倒しの影響がありましたが、一方で産業用制御機器におきましては、従来顧客の安定的な需要に加え、新規顧客の営業展開が進んだことにより、受託製品全般において順調に推移いたしました。

この結果、売上高は4,377百万円（前事業年度比1.6%増）、セグメント利益（営業利益）は826百万円（前事業年度比5.8%増）となりました。

当該セグメントの品目別売上の状況は次のとおりであります。

イ) 半導体製造装置関連

当該品目は、半導体製造装置の制御部を提供しております。大手半導体メーカーの3D - NAND向け設備投資が続くなか、第2四半期会計期間における新規設備投資の後倒しの影響があり、半導体製造装置関連の売上高は減少いたしました。

この結果、売上高は3,359百万円（前事業年度比8.7%減）となりました。

ロ) 産業用制御機器

当該品目は、各種の産業用装置、社会インフラ関連の制御部の開発・製造を行いカスタマイズ製品として提供しております。産業用装置の新規展開が、順調に進んでおり、売上高は大幅に増加いたしました。

この結果、売上高は654百万円（前事業年度比85.5%増）となりました。

ハ) 計測機器

当該品目は、各種計測機器のコントローラ、通信機器の制御部の開発・製造を行いカスタマイズ製品として提供しております。各種計測機器の需要が改善傾向にあり、売上高は大幅に増加いたしました。

この結果、売上高は363百万円（前事業年度比32.3%増）となりました。

② 自社製品

当該セグメントは、組込みモジュール、画像処理モジュールおよび計測通信機器の開発・製造・販売並びにこれらに付属する周辺機器およびソフトウェア等の自社製品関連商品の販売を行っております。全般的な産業用装置における設備投資は回復基調にあり、加えて新分野への開拓も順調に進み自社製品全体は、好調に推移いたしました。

この結果、売上高は3,322百万円（前事業年度比19.7%増）、セグメント利益（営業利益）は1,193百万円（前事業年度比23.4%増）となりました。

当該セグメントの品目別売上の状況は次のとおりであります。

イ) 組込みモジュール

当該品目は、半導体製造装置、FA全般、電力・通信関連向けに提供しております。FA全般および医療機器関連における新規受注は堅調に推移しておりますが、売上高は減少いたしました。

この結果、売上高は427百万円（前事業年度比6.0%減）となりました。

ロ) 画像処理モジュール

当該品目は、FA全般、各種検査装置、液晶関連機器に提供しております。各種検査装置においては積極的な新製品開発の推進に加え、検査工程の自動化ニーズの高まりから好調に推移しており、売上高は増加いたしました。

この結果、売上高は1,554百万円（前事業年度比6.9%増）となりました。

ハ) 計測通信機器

当該品目は、超高速シリアル通信モジュール「GiGA CHANNEL」シリーズを提供しております。「GiGA CHANNEL」シリーズ関連の新規検査装置向けの受注により、売上高は大幅に増加いたしました。

この結果、売上高は1,111百万円（前事業年度比67.4%増）となりました。

二) 自社製品関連商品

当該品目は、自社製品の販売促進とシステム販売による高付加価値化を図るため、ソフトウェアおよび付属の周辺機器を提供しております。自社製品関連商品は、自社製品全般が堅調であったため、売上高は増加いたしました。

この結果、売上高は228百万円（前事業年度比13.5%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度は、長期的に成長が期待できる分野への展開並びに製品の信頼性向上を目的とした設備を中心に設備投資を継続的に実施しております。また、省エネルギー並びに環境対応等を目的とした設備投資を実施しております。この結果、総額 79百万円の設備投資を実施いたしました。

その内訳は、建物関係 22百万円、機械装置 31百万円、工具・器具及び備品 9百万円、ソフトウェア 16百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題としましては、以下を考えております。

① 市場（顧客）の多角化

当社の主要市場（顧客）は受託製品、自社製品ともに、半導体製造装置分野、産業用制御機器分野、計測機器分野およびメディカル分野であります。これらの市場（顧客）の深堀は勿論のこと、中長期的には新たな市場（顧客）開拓を行い、半導体製造装置業界特有の急激な需要変動による売上変動の回避と更なる成長路線の確立を推進してまいります。

② 製品開発の差別化と新たな分野の製品開発

自社製品は現在、MPUモジュールを主にした「組込みモジュール」、「画像処理モジュール」、「計測通信機器」の3種類の主要製品群を開発しております。それらの更なる差別化を図る製品開発を行うために、コア技術のLSI化（IP化）、非可視光計測、画像・計測ソフトウェアを更に推進しております。同時に中長期的には新たな分野を視野に入れて製品開発を推進してまいります。

③ 顧客ニーズを満足する生産体制の更なる充実、新ビジネスモデル生産体制の構築

当社の生産状況は、半導体製造装置特有の急激な需要変動を背景にし、加えて多機種変量生産であります。そのような状況下で、市場（顧客）からのコストダウン、生産リードタイム短縮、品質向上および環境負荷削減の要求を満足するために、継続的な設備投資と生産体制の改善を推進してまいります。また医療機器製造、精密調整、BTO（Build to Order）生産等の生産体制の構築を進めてまいります。

④ 企業の社会的責任（CSR）の推進

当社は会社法等が求める内部統制体制の整備について、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性および関連法令の準拠性の確保のために積極的な取り組みを行っており、今後とも業務の適正性の確保に注力いたします。ステークホルダーに対しては、迅速で公正・公平な情報公開やIR活動の一層の充実により経営の透明性を高めてまいります。

また地球環境保全のために、RoHS指令はもとよりREACH規則への対応の製品開発・製造をはじめ、環境への影響を配慮した社内外の各種活動を推進いたします。

そして社会貢献活動については、環境保全活動やボランティア活動を通じて地域社会との交流を行い、自然災害復旧活動への支援などを充実してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	年 度	第57期 (2015年4月1日 2016年3月31日)	第58期 (2016年4月1日 2017年3月31日)	第59期 (2017年4月1日 2018年3月31日)	第60期 (2018年4月1日 2019年3月31日)
売 上 高 (千円)		4,567,900	5,393,400	7,081,577	7,699,368
経 常 利 益 (千円)		548,089	754,455	1,718,506	1,595,334
当 期 純 利 益 (千円)		383,282	592,877	1,994,639	1,091,473
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		60.87	98.60	328.12	179.03
総 資 産 額 (千円)		7,968,240	8,911,296	12,130,819	13,093,197
純 資 産 額 (千円)		6,656,719	7,211,772	9,641,384	10,787,460

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第60期から適用しており、第59期に係る財産および損益の状況の推移については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、産業用電子機器の開発・製造・販売および仕入販売が主な事業であり、主要製品は次のとおりであります。

区 分	概 要	製 品
(受託製品) [半導体製造装置関連]	自社製品の技術資産を応用して、半導体製造装置に対応した特注制御装置の開発・製造を行っております。	
(受託製品) [産業用制御機器]	自社製品の技術資産を応用して、産業用ロボット、NC工作機械、部品実装機、分析機器等広範囲の分野へ特注制御装置の開発・製造を行いカスタマイズ製品として提供しております。	
(受託製品) [計測機器]	自社製品の技術資産を応用して、特注の各種計測器のコントローラ、通信機器の特注製品の開発・製造を行い特機製品として提供しております。	
(自社製品) [組み込みモジュール]	<p>Compact PCIバスをベースにした高性能MPUモジュールを中核に、ロボット制御分野、部品実装機分野、半導体製造装置分野等の各種産業用装置およびネットワーク制御分野へ最適化されたシステム構築を支援する「Compact PCIモジュール」、「PCIモジュール」、「PMCメザニンモジュール」やCompact PCIバスより格段に高速なシリアル伝送路のPCI Expressバスを採用した製品を提供しております。</p> <p>更に、アナログ信号を取り扱う、超高速サンプリング可能なアナログ入力モジュール群やアナログ出力モジュール群も提供しております。</p> <p>また、従来からの需要に応じて、MPUモジュールを中核にして、画像処理、通信、各種インターフェースなどの「VMEモジュール」も提供しております。</p> <p>そして、これらのハードウェアを支援するソフトウェアとして、各種のリアルタイムOSのサポートをしております。</p>	<p><組み込みモジュール></p> <p>ACPシリーズ APCシリーズ APMシリーズ APXシリーズ AVMEシリーズ</p> <p><サポートOS></p> <p>VxWorks Linux ITRON Windows (ドライバ作成)</p>

区 分	概 要	製 品
<p>(自 社 製 品) 〔画像処理モジュール〕</p> <p>(自 社 製 品) 〔計 測 通 信 機 器〕</p>	<p>パソコンをベースに画像処理装置を開発されるお客様向けにPCIバス、PCI Expressバスといった高速システムバスをベースにした各種画像処理モジュール群、カメラインターフェースモジュール群、そのハードウェアを支援するユーティリティ・ソフトウェア、3次元形状測定ソフトウェアを提供しております。</p> <p>また、パソコン機能を内蔵した画像処理装置「ASIシリーズ」、画像処理部にCCD、C-MOSイメージセンサーをも内蔵したインテリジェントラインセンサカメラ「ALIシリーズ」、近赤外線カメラ「ABA/ABLシリーズ」など、お客様の課題を解決するソリューションを、各種産業用機器、医療機器、ITSおよび検査測定機器分野に提供しております。</p> <p>計測通信機器関連の一つとしては、大容量データの転送時間設計を可能にし、装置間・モジュール間的高速データ転送システム構築を容易にした、超高速シリアル通信モジュール群 (GiGA series) を提供しております。</p> <p>標準規格化されたPC向けシリアル転送インターフェースであるPCI ExpressのBridge IP をFPGAで提供しております。</p>	<p><画像処理モジュール> APCシリーズ ACPシリーズ PSMシリーズ APXシリーズ</p> <p><画像処理装置> ASIシリーズ <インテリジェントラインセンサカメラ> ALIシリーズ</p> <p><近赤外線カメラ> ABA/ABLシリーズ</p> <p><画像処理ライブラリ> AZPシリーズ <各種ドライバ&ライブラリ> SDKシリーズ</p> <p><GiGA series> APCシリーズ APMシリーズ APXシリーズ</p> <p><各種FPGA IP> PCI Express Bridge IP 高速シリアル IP 高速メモリ IP 各種画像処理 IP</p>

区 分	概 要	製 品
(自 社 製 品) 〔自 社 製 品 関 連 商 品〕	組込みモジュール、画像処理モジュール、計測通信機器の各事業の関連ソフトウェアおよび各事業でシステムの一部として販売される商品類で構成されております。	<関連システム販売> 各種産業用カメラ <開発パッケージ> <各種ライセンス> ITRON・Tornado Linux・VxWorks <関連ソフトウェア> 画像処理ソフト ドライバ・ライブラリ <各種周辺機器> アクセサリパーツ 特注商品

(8) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
株 式 会 社 ア バ ー ル デ ー タ 本 社 ・ 町 田 事 業 所	東 京 都 町 田 市
株 式 会 社 ア バ ー ル デ ー タ 厚 木 事 業 所	神 奈 川 県 厚 木 市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 較 増 減
179名	4名増

(注) 従業員数に臨時社員は含みません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	49,430千円

(注) 本借入は、2017年10月に「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」において、アバールグループ社員専用信託口が当社株式を購入する目的で借り入れを行ったものであります。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 23,500,000株

(2) 発行済株式の総数 7,417,842株

(3) 株主数 3,588名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ニコン	646,700株	10.55%
嶋村清	193,600	3.15
アバールグループ社員持株会	173,293	2.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	155,700	2.54
佐々木嘉樹	152,000	2.47
K B L E P B S . A . 107704	139,100	2.26
奥村龍昭	130,000	2.12
株式会社日本マイクロナクス	119,600	1.95
レーザテック株式会社	109,500	1.78
イソル株式会社	107,000	1.74

(注) 持株比率は、自己株式（1,288,155株）を控除して計算しております。なお、「アバールグループ社員持株会専用信託口」が保有する当社株式 27,300株は当該自己株式に含めておりません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(2) 当事業年度中に子会社の取締役および当社並びに子会社の従業員に交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2019年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
広光 勲	代表取締役社長	株式会社アバール長崎 取締役
仲山 典邦	常務取締役 (営業部ゼネラルマネジャー)	
菊地 豊	常務取締役 (生産統括担当兼管理本部長、財務担当、生産管理部ゼネラルマネジャー)	
岩本 直樹	取締役 (第二開発部ゼネラルマネジャー)	
大塚 忠彦	取締役 (常勤監査等委員)	
金子 健紀	取締役 (監査等委員)	金子公認会計士事務所 所長
金澤 健一	取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 取締役 金子 健紀、金澤 健一の両氏は、社外取締役であります。
 2. 効率的な監査等委員会運営のため、常勤の監査等委員を選定しております。
 3. 取締役 金子 健紀氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 4. 監査等委員 金子 健紀氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 株式会社アバール長崎は、2019年4月1日に東京エレクトロン デバイス長崎株式会社へ社名を変更しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く）	4名	117,258千円
（うち社外取締役）	（一名）	（一千円）
取締役（監査等委員）	3名	26,065千円
（うち社外取締役）	（2名）	（8,580千円）
合 計	7名	143,324千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第58期定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第58期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
取締役（監査等委員）金子 健紀氏は、金子公認会計士事務所所長を兼務しております。なお、当社と金子公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況
該当する事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役（監査等委員）金子 健紀	第60期の出席状況 ・取締役会14回開催中14回出席（出席率100%） ・監査等委員会14回開催中14回出席（出席率100%） 公認会計士としての豊富な財務および会計に関する知見に基づき発言を行っております。
取締役（監査等委員）金澤 健一	第60期出席の状況 ・取締役会14回開催中14回出席（出席率100%） ・監査等委員会14回開催中14回出席（出席率100%） 他社における豊富な経験・知見からの発言を行っております。

④ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	2名	8,580千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 22,000千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22,000千円

(注) 1. 会計監査人の監査報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人より提出された監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が適格性または独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められるに至った場合には、株主総会へ提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的といたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の定める項目に該当すると認められた場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制の基礎として、「アバーグループ行動憲章・行動規範」を定めており、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の整備・充実に努める。

② 担当取締役は、担当部署の関連業務規程・マニュアル等の実施状況を管理・監督し、使用人に対して時宜に応じた適切な研修体制を整備する。

③ 重要な意思決定を行う際は、多面的な検討を経て慎重に決定するために取締役等で構成される経営会議を組織し審議する。

- ④ 内部統制の実施状況を検証するために、社長直属の内部監査室を組織し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長に報告する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、「アバールグループ行動憲章・行動規範」において反社会的な個人・団体との関係の禁止を明文化しており、これらの周知徹底を図るとともに、反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と密接に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文章その他情報については、当社の社内規程に従い適切に保管及び管理（廃棄含む）を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- ② 職務の執行に係る文章その他情報について、業務執行取締役ならびに監査等委員である取締役が直ちに検索・閲覧可能な体制の整備・充実に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境保全、災害、品質等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署にて必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、規程・マニュアルの作成・検索・閲覧可能な体制を整備し損失防止の管理体制を強化する。
- ② 使用人の法令・定款等に違反する行為に関して内部通報制度の整備・充実に努める。
- ③ 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は社長から全社に示達するとともに速やかに対応責任者となる担当取締役を定める。
- ④ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告する。
- ⑤ 企業活動の継続性（Business Continuity Plan）の観点から、大規模災害時における全社的な対応を検討する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する。
- ② 取締役会において、各業務の担当取締役を任命し、定期的（月次）に取締役会で各業務状況を報告する。
- ③ 取締役等で構成される経営会議を定期的（月次）に開催し、多面的に経営課題の検討・協議を行う。
- ④ 代表取締役社長の指示のもと、每期首において取締役会の承認を得た、中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、本基本方針はグループ全体に適用する。
 - ② 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理・監督を行い、業務の適正を確保する。
 - ③ 当社グループは、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、法令等に従って信頼性のある財務報告を作成するための体制を構築・運用する。
 - ④ 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、業務プロセスにおける内部統制が適正に運用されていることを内部監査室が監査し、必要に応じて改善を行う。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と十分協議のうえ、必要な人員を配置するものとする。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ③ 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制
- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告をすることとする。
 - ② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
 - ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・ 子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ・ 内部通報制度の運用状況及び通報の内容
 - ・ リスクの実現化により重大な被害が予想される場合のその状況
- (8) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。また、当社グループの内部通報制度においても、相談または通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、監査等委員会監査に必要な情報が検索・閲覧可能な体制及び報告される体制を構築する。さらに会計監査人ならびに内部監査室と連携して監査の実効性を確保する。
- ② 必要な場合には、専門家（弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等）との意思疎通を図れる体制を確保する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理に基づく信頼性のある財務報告を行うため、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」について適切な体制を整備・維持し、常に適正な財務報告を行う。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については、監査等委員は取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な決裁書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人等に、その説明を求め執行状況を確認しております。

また、取締役、会計監査人および内部監査室等との定期的な情報交換等を通じ、取締役の業務執行、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

代表取締役社長直属の内部監査室は、監査計画を定め監査計画に基づき、業務監査を行い、業務の有効性、効率性についてモニタリングを行い、内部監査結果を代表取締役社長へ報告を行っております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策の一つと考え、安定的な配当にも考慮しつつ、各期の業績に応じた利益の配分を基本方針としております。そして将来の企業価値向上に向けた事業投資に伴う中長期的な資金需要や財務状況の見通しなどを総合的に勘案し、配当性向35%を基本に株主の皆様への成果配分を行ってまいります。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,247,315	流動負債	1,700,065
現金及び預金	4,592,873	支払手形	688,499
受取手形	226,319	買掛金	359,586
売掛金	1,058,959	1年内返済予定の長期借入金	22,310
電子記録債権	582,613	未払金	23,965
商品及び製品	546,610	未払費用	37,168
仕掛品	372,238	未払法人税等	153,806
原材料及び貯蔵品	758,550	未払消費税等	77,846
前渡金	40,510	預り金	11,212
前払費用	10,833	賞与引当金	259,969
未収入金	56,752	役員賞与引当金	65,700
その他	1,056	固定負債	605,671
固定資産	4,845,881	長期借入金	27,120
有形固定資産	1,805,520	繰延税金負債	576,321
建物	551,228	役員退職慰労引当金	2,230
構築物	1,027	負債合計	2,305,737
機械及び装置	111,334	純資産の部	
工具、器具及び備品	30,324	株主資本	9,203,739
土地	1,109,898	資本金	2,354,094
建設仮勘定	1,706	資本剰余金	2,493,544
無形固定資産	31,624	資本準備金	2,444,942
ソフトウェア	28,136	その他資本剰余金	48,601
電話加入権	3,487	利益剰余金	5,333,732
投資その他の資産	3,008,737	利益準備金	86,674
投資有価証券	2,980,371	その他利益剰余金	5,247,058
関係会社株式	4,659	繰越利益剰余金	5,247,058
出資金	2,601	自己株式	△977,632
長期前払費用	1,333	評価・換算差額等	1,583,721
前払年金費用	10,330	その他有価証券評価差額金	1,583,721
会員権	8,472	純資産合計	10,787,460
その他	970	負債・純資産合計	13,093,197
資産合計	13,093,197		

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年 4 月 1 日)
(至 2019年 3 月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,699,368
売 上 原 価		4,785,740
売 上 総 利 益		2,913,628
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,370,485
営 業 利 益		1,543,143
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	335	
受 取 配 当 金	45,914	
受 取 賃 貸 料	307	
助 成 金 収 入	696	
為 替 差 益	1,609	
そ の 他	3,329	52,191
経 常 利 益		1,595,334
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,973	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	43,371	46,344
税 引 前 当 期 純 利 益		1,548,990
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	422,908	
法 人 税 等 調 整 額	34,608	457,517
当 期 純 利 益		1,091,473

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金		
2018年4月1日残高	2,354,094	2,444,942	48,601	86,674	4,554,017	△999,026	8,489,304
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△398,432		△398,432
当期純利益					1,091,473		1,091,473
自己株式の取得						△87	△87
自己株式の処分						21,481	21,481
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	693,040	21,394	714,434
2019年3月31日残高	2,354,094	2,444,942	48,601	86,674	5,247,058	△977,632	9,203,739

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
2018年4月1日残高	1,152,079	9,641,384
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△398,432
当期純利益		1,091,473
自己株式の取得		△87
自己株式の処分		21,481
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	431,641	431,641
事業年度中の変動額合計	431,641	1,146,076
2019年3月31日残高	1,583,721	10,787,460

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 時価のないもの：移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 商品及び製品……………先入先出法

② 原材料……………月次総平均法

③ 仕掛品……………個別法

④ 貯蔵品……………最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～38年

機械及び装置 8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員（使用人兼務役員の使用人部分を含む）賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として算定計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、当事業年度末において年金資産の額が退職給付債務を上回ったため、投資その他の資産に「前払年金費用」を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

2006年6月開催の株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を決議し、これまでの在任期間に応じた役員退職慰労金については、取締役の退任時において支給することといたしました。このため、当該決議時点までに発生している支給予定額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	17,672千円
短期金銭債務	2,052千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,175,743千円

3. 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、当事業年度末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末日満期手形等は下記のとおりであります。

受取手形	67,795千円
支払手形	223,224千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	27,637千円
販売費及び一般管理費	6,498千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 7,417,842株

2. 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	1,326,616	39	11,200	1,315,455

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加が 39株であります。

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

減少株式数 11,200株は、「アバールグループ社員持株会専用信託口」(以下「信託口」) から「アバールグループ社員持株会」への譲渡による減少であります。

なお、(追加情報)に記載のとおり、信託口が所有する当社株式を自己株式として処理しており、株主資本等変動計算書の「自己株式」に含めて表示しております。信託口が所有する当社株式(自己株式)数は、当事業年度期首において 38,500株、当事業年度末現在において 27,300株であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	226,799	37.00	2018年3月31日	2018年6月25日
2018年11月12日 取締役会	普通株式	171,632	28.00	2018年9月30日	2018年12月10日

(注) 「配当金の総額」には、「アバールグループ社員持株会専用信託口」が所有する当社株式(自己株式)に対する配当金を含んでおります。信託口は、2018年3月31日の基準日に 38,500株、2018年9月30日の基準日に 33,600株をそれぞれ所有しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	220,668	36.00	2019年3月31日	2019年6月24日

(注) 「配当金の総額」には、「アバールグループ社員持株会専用信託口」が所有する当社株式(自己株式)に対する配当金を含んでおります。信託口は、2019年3月31日の基準日に 27,300株を所有しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(繰延税金資産)	
棚卸資産評価損	18,563
賞与引当金	79,568
未払事業税	11,438
預り金	898
役員退職慰労引当金	682
投資有価証券評価損	27,200
土地	47,410
その他	12,576
繰延税金資産小計	<u>198,339</u>
評価性引当額 (注)	<u>△77,281</u>
繰延税金資産合計	<u>121,057</u>
(繰延税金負債)	
前払年金費用	3,161
その他有価証券評価差額金	<u>694,218</u>
繰延税金負債合計	<u>697,379</u>
繰延税金負債純額	<u>576,321</u>

(注) 前事業年度より評価性引当額が 13,530千円増加しております。これは主に、投資有価証券評価損に係る評価性引当額を追加計上したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

金融商品に対する取組方針は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために将来的に利用する場合がありますが、現時点ではデリバティブは全く行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。

現金及び預金の一部は、外貨建預金であり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

長期借入金は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」において、アバーグループ社員持株会専用信託口が当社株式を購入する目的で借り入れたものであります。当該借入金は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。主要な取引先の信用状況を定期的に把握し財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の検証・維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください。）。

当事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,592,873	4,592,873	—
(2) 受取手形	226,319	226,319	—
(3) 売掛金	1,058,959	1,058,959	—
(4) 電子記録債権	582,613	582,613	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	2,882,723	2,882,723	—
(6) 未収入金	56,752	56,752	—
資産計	9,400,240	9,400,240	—
(1) 支払手形	688,499	688,499	—
(2) 買掛金	359,586	359,586	—
(3) 未払金	23,965	23,965	—
(4) 未払費用	37,168	37,168	—
(5) 未払法人税等	153,806	153,806	—
(6) 未払消費税等	77,846	77,846	—
(7) 預り金	11,212	11,212	—
(8) 長期借入金	49,430	49,430	—
負債計	1,401,516	1,401,516	—

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 電子記録債権

受取手形、売掛金、電子記録債権はすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6) 未収入金

未収入金は、すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等、(7) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるものであり短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当社帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上金額
非上場株式	97,648

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	4,592,873
受取手形	226,319
売掛金	1,058,959
電子記録債権	582,613
未収入金	56,752
合計	6,517,517

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内
長期借入金	22,310

当該借入金は、「1. 金融商品の状況に関する事項」に記載したとおりの借入であり、返済予定額については、アバーグループ社員持株会が信託口から購入する際の株価等により変動いたします。よって、長期的な返済予定額を合理的に見積ることが困難なため、1年以内返済予定額のみ記載しております。

(持分法損益等に関する注記)

(単位：千円)

関連会社に対する投資の金額	4,659
持分法を適用した場合の投資の金額	1,837
持分法を適用した場合の投資利益の金額	△2,100

(関連当事者との取引に関する注記)

主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
法人主 要株主	株式会社 ニコン	東京都 港区	65,475	精密、光学 機器の製 造、販売	(所有) 直接 0.0 (被所有) 直接 10.6	当社製品の 販売	電子機器 の販売	933,565	売掛金	96,042
									電子記 録債権	375,880

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 電子機器の販売については、総原価を勘案して見積価格を提示し、製品ごとに価格交渉の上決定しております。

(注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,767円74銭
- 1株当たり当期純利益 179円03銭

(注) 1株当たり情報の算定上の基礎となる株式数の算定にあたっては、(追加情報)の(信託型従業員持株インセンティブ・プランの会計処理について)に記載のとおり、「アバーグループ社員持株会専用信託口」が所有する当社株式(当事業年度末 27,300株)については、計算書類において自己株式として会計処理していることから、当該株式を控除して算出しております。

(追加情報)

(信託型従業員持株インセンティブ・プランの会計処理について)

① 取引の概要

当社は、2017年9月21日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。

本プランでは、当社が信託銀行に「アバーグループ社員持株会専用信託口」(以下「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、本プランを導入後4年間にわたり「アバーグループ社員持株会」(以下「本持株会」といいます。)が取得すると見込まれる規模の当社株式 42,200株を予め取得いたします。その後、従持信託から本持株会に対して毎月当社の株式を売却いたします。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証の銀行借入を行っております。

信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額等が累積した場合には、当該株式売却益相当額等が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残高について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約書に基づき、当社が弁済することとなります。

なお、当社は、2011年5月に本制度を導入しましたが、本制度が2017年6月に終了したことから再導入するものであります。

② 会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しております。

③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末 52,361千円、27,300株(当事業年度期首 73,843千円、38,500株)であります。

④ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度末 49,430千円(当事業年度期首 71,740千円)であります。

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社アバールデータ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 正 伸 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野 雄 二 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アバールデータの2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。各監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画等に従い、内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

株式会社アバールデータ監査等委員会

常勤監査等委員 大塚 忠彦 ㊟

監査等委員 金子 健紀 ㊟

監査等委員 金澤 健一 ㊟

(注) 監査等委員金子健紀氏及び金澤健一氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策の一つと考え、安定的な配当にも配慮しつつ、各期の業績に応じた利益の配分を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、将来の企業価値向上に向けた事業投資に伴う中長期的な資金需要や財務状況の見通しなどを総合的に勘案し、以下のとおり1株につき36円（前期に比べ通期で6円増配）といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金36円 総額220,668,732円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は任期満了となりますので、新たな経営体制のもと、業務執行の強化を目指し、更なる企業価値の向上を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の総数
1	<p>きく ち ゆたか 菊 地 豊 (1960年7月30日生)</p>	<p>1983年3月 当社入社 1999年3月 当社技術部第一グループマネジャー 2003年4月 当社製造技術部ゼネラルマネジャー 2005年4月 当社製造部ゼネラルマネジャー 2007年6月 当社取締役製造部ゼネラルマネジャー 2013年6月 当社常務取締役製造部ゼネラルマネジャー 2014年7月 当社常務取締役生産管理部ゼネラルマネジャー 2015年7月 当社常務取締役生産統括担当 2016年4月 当社常務取締役生産統括担当兼管理本部長、財務担当 2017年7月 当社常務取締役生産統括担当兼管理本部長、財務担当、生産管理部ゼネラルマネジャー (現在に至る)</p>	38,000株
2	<p>ひろ みつ いさお 広 光 勲 (1959年2月14日生)</p>	<p>1984年3月 株式会社トーヨーデータ入社 1999年3月 当社技術部ソフトグループマネジャー 2003年4月 当社ソフトウェア開発部ゼネラルマネジャー 2005年6月 当社取締役ソフトウェア開発部ゼネラルマネジャー 2009年7月 当社取締役技術部ゼネラルマネジャー 2011年4月 当社取締役第一開発部ゼネラルマネジャー 2011年6月 当社常務取締役第一開発部ゼネラルマネジャー 2013年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 東京エレクトロン デバイス長崎株式会社 取締役</p>	39,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の総数
3	いわもと なお き 岩本直樹 (1974年5月3日生)	1996年4月 当社入社 2011年4月 当社第一開発部2グループマネジャー 2013年7月 当社第一開発部ゼネラルマネジャー 2017年4月 当社第一開発部ゼネラルマネジャー兼 第二開発部ゼネラルマネジャー 2017年6月 当社取締役第一開発部ゼネラルマネ ジャー兼第二開発部ゼネラルマネジャー 2018年7月 当社取締役第二開発部ゼネラルマネ ジャー (現在に至る)	5,021株

(注) 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の総数
1	おおつか ただ ひこ 大塚忠彦 (1961年3月27日生)	1986年11月 当社入社 2005年4月 当社生産管理部ゼネラルマネジャー 2014年6月 当社常勤監査役 2017年6月 当社取締役 常勤監査等委員 (現在に至る)	11,100株
2	かね こ たけ のり 金子健紀 (1964年11月9日生)	1992年6月 公認会計士荒井会計事務所勤務 1998年6月 当社監査役 1999年5月 金子公認会計士事務所開設 所長 2017年6月 当社取締役 監査等委員 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 金子公認会計士事務所 所長	8,100株
3	かな ざわ けん いち 金澤健一 (1954年3月12日生)	1976年4月 日本光学工業株式会社入社 (現 株式会社ニコン) 2008年6月 同社執行役員 2011年6月 同社取締役兼執行役員 2012年6月 同社取締役兼常務執行役員 2014年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役 監査等委員 (現在に至る)	—

(注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 金子 健紀、金澤 健一の両氏は、社外取締役候補者であります。

3. 金子 健紀氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 金子 健紀氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮していただけるものと判断しております。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 金澤 健一氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社ニコンにおける豊富な経験、知見を有しており、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮していただけるものと判断しております。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、大塚 忠彦、金子 健紀、金澤 健一の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案の承認可決を条件として、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

2017年6月23日開催の第58期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額4,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されれば、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の

総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、従業員等その他これに準ずる地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、従業員等その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移

転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

2017年6月23日開催の第58期定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は年額5,000万円以内とご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、監査等委員である取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、監査等委員である取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、監査等委員である取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1,000万円以内といたします。また、監査等委員である取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

現在の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

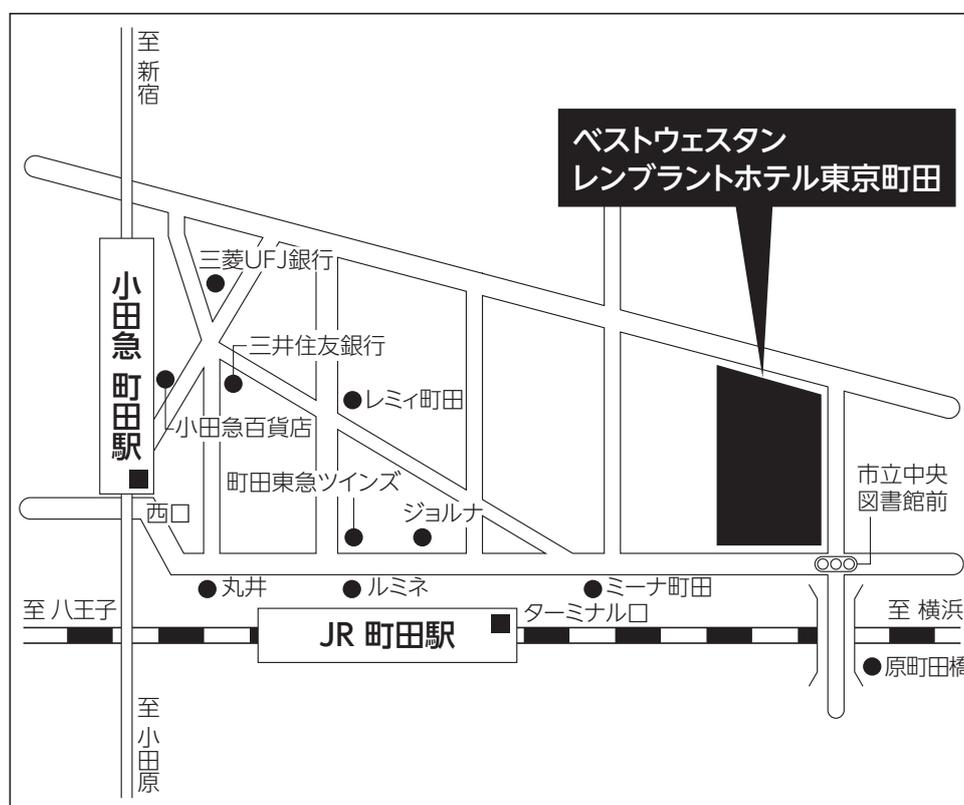
また、監査等委員である取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年7,500株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける監査等委員である取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と監査等委員である取締役との間で、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

以 上

第60期定時株主総会会場ご案内図

- 会 場／東京都町田市原町田三丁目2番9号
ベストウェスタンレンブラントホテル東京町田
地下1階 珊瑚の間
T E L 042-724-3111 (代)



- 交 通／J R 横浜線 町田駅 (ターミナル口) より 徒歩2分
小田急線 町田駅 (西口) より 徒歩10分
- ベストウェスタンレンブラントホテル東京町田は、町田市立中央図書館と隣接しております。